

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年11月20日（月）

1 業務内容

(1) 業務名

県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年11月（契約締結日）から令和6年3月22日（金）まで

(4) 履行場所

広島県商工労働局観光課において指定する場所

(5) 予算上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

(4) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局観光課：広島県庁舎東館3階

電話（082）513-3385（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年11月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒（定形封筒）及び切手（84円分）を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及びその他必要に応じ書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和5年11月28日（火） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同様とする。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和5年11月29日（水）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和5年12月7日（木） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。なお、提案受付後、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを求めることがある（別途提案者に通知する。）。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

提案書提出期限以降に開催される県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務公募型プロポーザル選定委員会終了後、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 事業実施の延期及び中止
本事業期間中にウィルス等の世界的な蔓延状況により、事業遂行が困難と判断した場合は、延期または中止とし、それまでに要した経費は精算払いとする
- (6) その他
公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県商工労働局観光課 大和・渡邊
電話 (082) 513 - 3444(ダイヤルイン)
電子メール : syokankou@pref.hiroshima.lg.jp